

薬生食輸発0111第1号
平成30年1月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(米国産ピスタチオナッツ及びその加工品)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成29年12月27日付け薬生食輸発1227第1号)にて通知したところです。

今般、米国産ピスタチオナッツ及びその加工品については、これまでのアフラトキシンの検出値を踏まえ、同通知の別添1の米国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ及びその加工品 (<u>ピスタチオナッツを10%以上含有するものに限る。</u>)		総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

に改めますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。